

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	D I A M インカム 3 資産ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券の金 額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月8日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：平成30年5月9日から平成30年11月8日まで^{（注）}

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

継続申込期間において、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は平成30年6月28日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：平成30年5月9日から平成30年6月28日まで

継続申込期間において、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

（12）【その他】

<訂正前>

（略）

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1．繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは平成19年8月20日に設定し、安定的な収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、平成30年1月末時点の信託財産の純資産総額が約4.7億円と信託約款に定める繰上償還の基準となる純資産総額（10億円）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

2．繰上償還（信託終了）までの主な日程

異議申立期間	平成30年5月10日から平成30年6月18日まで
繰上償還（信託終了）予定日	平成30年7月24日

3．異議申立について

・公告日（平成30年5月10日）現在の当ファンドの受益者（平成30年5月8日までに取得のお申し込みをなされた方）で、繰上償還（信託終了）にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

（注）平成30年5月9日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該繰上償還（信託終了）に関する異議を申し立てる権利はございません。

・当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、平成30年5月10日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平

成30年7月24日をもって繰上償還を行います。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還を行いません。

繰上償還(信託終了)にかかる異議申立ての結果は、平成30年6月19日以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

(略)

<訂正後>

(略)

<繰上償還(信託終了)について>

当ファンドにつきましては、平成30年5月10日付公告(電子公告)および同日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、平成30年6月18日まで受益者の皆さまから異議申立を受け付けました。

この結果、異議申立期間中に異議申立のあった受益者の皆さまの受益権口数の合計が、基準日である平成30年5月10日時点での受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、平成30年7月24日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は平成19年8月20日から無期限です。(注)

ただし、下記(5)イ.の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は平成30年7月24日までとなります。

< 訂正後 >

信託期間は平成19年8月20日から平成30年7月24日までです。